

※1 勤務証明書（発行から3ヶ月以内有効）

原則として目黒区学童保育クラブの申請様式を使用してください。申請様式の記載内容（勤務曜日・時間・通勤時間）を満たしていれば、その他の様式（勤務先の様式、保育園申請用のコピー等）でも申請は可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※2 直近4週間の勤務実績表等について

- 雇用主により作成されたシフト表、ローテーション表等を提出してください。
- 雇用主がシフト表、ローテーション表等を作成していない場合は、巻末の「直近4週間の実績表」に勤務状況をご記入の上、提出してください。

※3 申出書

- 保護者の状況のうち、就労以外の状況により申請する場合は、保育を必要とする状況について申出書に具体的に記入の上、提出してください。
例）「〇〇により保育ができない為、保育を必要とする」等記載。
- その他申し出る事項がある場合に、内容を具体的にご記入ください。

利用の審査・決定・通知（一次～三次）

申請数が学童保育クラブ受入人数を上回った場合、利用基準指数（=基準指数+調整指数）を基に審査します。

▶「IV.目黒区学童保育クラブ利用基準(利用基準指数)」(12~14頁)参照

申請から各通知までの流れ



第1希望の学童保育クラブに入れなかった場合は、「学童保育事業利用申請書」の【利用を希望する学童保育クラブ】欄の記載に沿って調整します。調整の結果、第2希望の学童保育クラブ利用が承認された場合は、第1希望の待機はできません。

◆ 通知書類

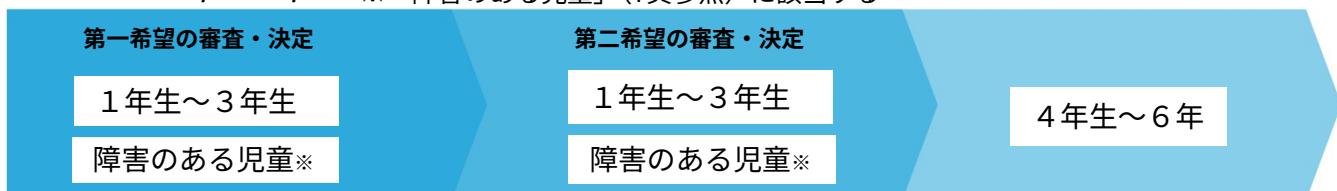
利用決定通知書…「学童保育事業利用承認通知書」を自宅へ郵送します。
待機通知……………「利用調整結果について」を自宅へ郵送します。

◆ 待機

- 第2希望も利用できない場合は、第1希望の待機となります。
- 学童保育クラブに空きが生じた場合、待機順に放課後子ども対策課児童館係から連絡いたします。

審査を行う順番

一次申請（11/4～12/5）※「障害のある児童」（7頁参照）に該当する



二次申請（12/8～1/30）・三次申請（2/2～2/27）

空きがある学童保育クラブに対し、1年生～6年生の審査・決定を行います。